みのおワーキングNEWS

2006年9月1日
ＮＯ．37

発行：箕面市地域振興部商工観光課　〒562-0003　箕面市西小路4-6-1　TEL072-724-6727(直通)　FAX072-721-9907

９月は障害者雇用支援月間です

箕面市では、障害者の職業的自立意欲の向上と、市内事業所における障害者雇用の推進をめざして、９月１日（金）に勤労障害者表彰ならびに障害者雇用優良事業所表彰を行いました。今年は５名の勤労障害者と次の事業所が表彰を受けました。

各事業所におかれましては、障害者雇用のより一層のご理解とご協力をお願いします。

障害者雇用優良事業所　　コスモー産業株式会社（箕面市石丸）

事業所の福利厚生制度は 箕面市勤労者互助会で！

楽しく、安心して働ける職場づくりをめざして、市内の中小企業の事業主と従業員及び箕面市が協力して、職場の福利厚生面の充実を図るため、共済給付事業や福利厚生事業などを行っています。月々５００円の会費でお見舞い金やお祝い金の給付、宿泊利用補助、レジャー施設等の割引補助、バスツアーやボウリング大会、人間ドックの利用補助など、従業員の福利厚生の充実が図れます。

＝お問合わせ・お申込み＝
箕面市勤労者互助会（箕面市役所商工観光課内）
TEL（072)723-2121　内線3242

目　次

障害者雇用支援月間、箕面市勤労者互助会について［箕面市］・・・・・・・・・・・・・・・・表紙
就職支援メニューのご案内［池田公共職業安定所］・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２ページ
男女雇用機会均等法が変わります　ほか［大阪労働局］・・・・・・・・・・・・・・・３～６ページ
セクシュアルハラスメント相談担当者セミナーのご案内［(財) 21世紀職業財団］・・・・・・・・・・・７～８ページ
パート・派遣・契約社員など多様な働き方を考えるウィークのご案内［大阪府総合労働事務所］・・・・・・・・９ページ
平成１８年度全国労働衛生週間のお知らせ［淀川労働基準監督署］・・・・・・・・・・ １０ページ

ハローワーク池田は、職業相談・紹介以外にも
多彩なメニューで皆様の就職活動をバックアップします！！

就職支援メニュー

① **適職診断**・・「やりたい仕事の方向性が見えない」「自分の長所・短所を整理したい」という方は、職業興味検査・性格検査を受けてみるのも解決の方法です。

② **模擬面接**・・「面接の経験が少ないので自信が持てない」という方は、模擬面接で具体的なアドバイスを行なっています。

③ **職業訓練**・・「やりたい仕事に就くためにスキルアップを目指す」という方は、科目・期間等様々なコースを用意しています。

④ **履歴書・職務経歴書の書き方・面接の受け方アドバイス**

・・専門のスタッフが、個別に応募書類の書き方や面接の受け方のアドバイスを行ないます。

⑤ **若年者・中高年齢者等トライアル雇用制度**

・・「やりたい仕事があるけれど、職務経験が無い・少ない」という方には最大３ヶ月の試行雇用を経て常用雇用を目指す「トライアル雇用」制度があります。

⑥ **求職公開**・・希望者の方は、求人者にあなたの情報を提供しリクエストを募ります。

⑦ **再就職支援セミナー**

・・若年者、高年齢者対象のセミナーや面接の受け方・応募書類の書き方に関するセミナーなど、再就職に役立つ各種セミナーを定期的に実施しています。

お問い合わせ

ハローワーク池田（池田公共職業安定所）

〒５６３-００５８　池田市栄本町１２-９　　TEL ０７２ - ７５１－２５９５

ご利用時間　８：３０～１７：１５　（土曜・日曜・休祝日・年末年始休み）

ご存知ですか？
土曜日も開いているお仕事探しの情報基地

☆千里中央駅徒歩２分

☆ゆったりスペースで落ち着いた雰囲気

☆仕事の相談・紹介も行なっています

☆情報量豊富な求人検索パソコンでスピーディーに求人検索

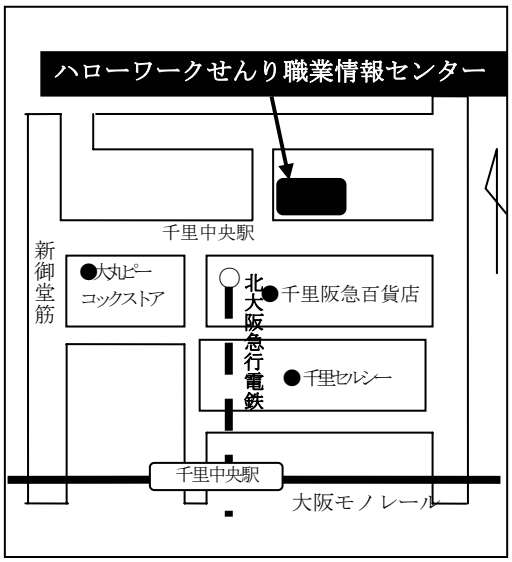

ハローワークせんり職業情報センター

〒５６０-００８２　豊中市新千里東町１-４-１　阪急千里中央ビル１０階　TEL０６-６８３３-７８１１

ご利用時間　１０：００～１８：００（日曜・休祝日・年末年始休み）

大阪労働局からのお知らせ

男女雇用機会均等法が変わります！！

－ 平成１９年４月１日スタート －

職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた改正男女雇用機会均等法がスタートします。

改正のポイント

男女雇用機会均等法

１　性別による差別禁止の範囲の拡大

（１）男性に対する差別も禁止されます

（女性に対する差別の禁止が男女双方に対する差別の禁止に拡大され、男性も均等法に基づく調停など個別紛争の解決援助が利用できるようになります）

（２）禁止される差別が追加、明確化されます

- 募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇に加えて降格、職種変更、パートへの変更などの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めについても、性別を理由とした差別は禁止されます
- 配置については、同じ役職や部門への配置であっても権限や業務配分に差がある場合異なった配置となり、性別を理由とした差別は禁止されます

（３）間接差別が禁止されます

外見上は性中立的な要件でも、省令で定める一定の要件については、業務遂行上の必要などの合理性がない場合には間接差別として禁止されます

※　省令は今後定められますが以下のような内容が想定されます

①　募集・採用にあたり、一定の身長、体重又は体力を要件とすること

②　コース別雇用管理制度における総合職の募集・採用にあたり、全国転勤を要件とすること

③　昇進にあたり転勤経験を要件とすること

２　妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

（１）妊娠・出産・産前産後休業の取得を理由とする解雇に加え、省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いも禁止されます

※　省令、不利益取扱いの具体的内容については今後定められますが以下のような内容が想定されます

省令の内容　－　労働基準法の母性保護措置や均等法の母性健康管理措置を受けたことなど

不利益取扱い　－　退職勧奨、雇止め、パートへの変更など

（２）妊娠中や産後１年以内に解雇された場合、事業主が妊娠・出産・産前産後休業の取得その他の省令で定める理由による解雇でないことを証明しない限り、解雇は無効となります

３　セクシュアルハラスメント対策

職場でのセクシュアルハラスメント対策については、これまでも配慮が求められてきたところですが、男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策を講じることが義務となります

対策が講じられず是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、男女とも調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります

（注）この規定は派遣先の事業主にも適用されます

４　母性健康管理措置

事業主は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するとともに、妊産婦が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするための措置（時差通勤、休憩回数の増加、勤務時間の短縮、休業等）を講ずることが義務となっています。

こうした措置が講じられず是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります

５　ポジティブ・アクションの推進

ポジティブ・アクション（男女間の格差解消のための積極的取組）に取り組む事業主が実施状況を公開するに当たり、国の援助を受けることができます

６　過料の創設

厚生労働大臣（都道府県労働局長）が事業主に対し、男女均等取扱いなど均等法に関する事項について報告を求めたにもかかわらず、事業主が報告をしない、又は虚偽の報告をした場合は過料に処せられます

労働基準法

女性の坑内労働の規制緩和

女性の坑内労働について、女性技術者が管理・監督業務を行えるように規制が緩和されます

施行期日

平成１９年４月１日

※　改正均等法に基づく省令や指針は今後定められます

☆　改正男女雇用機会均等法等のお問い合せ

☆　職場での男女均等取扱い、セクシュアルハラスメント、母性健康管理、育児・介護休業法、パートタイム労働法についてのご相談、困りごとは・・・

大阪労働局　雇用均等室

電話　06－6941－8940　FAX　06－6946－6465

男女雇用機会均等法が変わります！！

－平成１９年４月１日スタート－

改正男女雇用機会均等法に関する説明会を下記のとおり開催します。

参加お申し込みは、点線以下の各欄に参加希望説明会の番号と氏名等をご記入の上、
大阪労働局雇用均等室までＦＡＸ送信してください。また、申込書は当日ご持参ください。
＊応募多数の場合は先着順となりますのでご了承ください。

① 日時：**平成18年10月31日（火）　13:30～16:30**
会場：**アピオ大阪　ピロティホール**（大阪市中央区森ノ宮中央1-17-5　℡06-6941-6331　地下鉄・ＪＲ『森ノ宮』）
定員：１，０００名
説明：厚生労働省雇用均等・児童家庭局　雇用均等政策課長　安藤　よし子

② 日時：**平成18年11月6日（月）　13:30～16:00**
会場：**大阪合同庁舎第4号館** ４階 講堂（大阪市中央区大手前4-1-76　地下鉄『谷町四丁目』）
定員：１２０名
説明：大阪労働局雇用均等室

③ 日時：**平成18年11月16日（木）　13:30～16:00**
会場：**大阪合同庁舎第4号館** ２階 第２共用会議室（　②と同じ　）
定員：１００名
説明：大阪労働局雇用均等室

④ 日時：**平成18年11月21日（火）　13:30～16:30**
会場：**エルおおさか　大ホール**（大阪市中央区北浜東3-14　℡06-6942-0001　地下鉄・京阪『天満橋』）
定員：８００名
説明：大阪労働局雇用均等室

主催：大阪労働局、大阪府、（財）２１世紀職業財団大阪事務所　　参加費：無料

お問い合わせ：大阪労働局雇用均等室　　℡０６－６９４１－８９４０
〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67　大阪合同庁舎第２号館
大阪労働局HP　http://www.osaka-rodo.go.jp

改正均等法説明会申込書

FAX 06-6946-6465
大阪労働局雇用均等室　あて

希望の回（番号）			
氏　名		電話番号	
勤務先		所属・役職	
所在地			

※ご記入いただいた氏名等の情報は、本説明会への参加者把握のみに使用いたします。

～次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画～

取組はすすんでいますか？

育児両立支援職場環境整備コンサルタント

御利用下さい！（無料）

★★認定マークを活用しましょう★★

★認定申請にあたって

◇認定とはどんなこと？
◇認定基準について詳しく知りたい。
◇当社の行動計画で認定は受けられるの？
◇申請時にどんな資料を添付すれば良いの？
◇目標の達成度合いはどの程度なら良いの？
etc.

（注）計画期間中に行動計画策定届（事業主の属性、計画期間、目標等）に変更がある場合、認定申請前に変更届を御提出下さい。

＜次世代認定マーク＞

認定を受けた事業主は、右記の表示(マーク)を広告、商品、求人広告等に付けることができ、企業のイメージアップが図れます。

★計画の策定・内容・取組に関すること

◇取組をすすめているがうまくいかない。
◇行動計画を立てるのに相談に乗ってほしい。
◇第２回目の計画ってどの様に立てるの？
◇中小企業だけど、認定を目指したい。どんな計画を立てれば良いの？
etc.

中小企業（300人以下の労働者を雇用する）事業主の皆様へ

一般事業主行動計画を策定し、その旨を労働局へ届けましょう！

◇◇◇300人以下の労働者を雇用する事業主は、労働者が仕事と子育てを両立させることができるよう雇用環境を整備し、次世代育成支援対策を実施するための「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を労働局に届け出るよう努めなければなりません。◇◇◇

行動計画の策定、認定に関する下記資料があります。雇用均等室まで御連絡頂ければ送付させていただきます。

◇◇◇

①中小企業のための一般事業主行動計画策定のポイント（新）
②認定を希望される事業主の皆様へ（新）
③一般事業主行動計画策定マニュアル
④一般事業主行動計画策定のポイント

☆問い合わせ先☆
大阪労働局 雇用均等室
電話 06－6941－8940
FAX 06－6946－6465
540-8527 大阪市中央区大手前４－１－６７
大阪合同庁舎第２号館８Ｆ

一般事業主行動計画に関する厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html

均等法改正

H18　第２回　セクシュアルハラスメント相談担当者セミナー

職場におけるセクシュアルハラスメント防止のために

～判例と法制度の動向から企業コンプライアンスを考える～

本年 6 月に男女雇用機会均等法改正案が成立し、平成 19 年 4 月 1 日施行が決定されました。改正法では、第 11 条に「職場におけるセクシュアルハラスメント防止規定」が明記され、事業主に対し、保護の対象を女性労働者から全労働者に拡大する事、並びに防止体制の整備と被害が起こった後の事後措置を講じる義務が課せられました。

当財団では、これを機に、最近の裁判事例、法制度の動向および企業コンプライアンスの視点から防止対策を考え、更に相談担当者として行為者へのヒアリングポイント（デモンストレーション）を学んでいただくセミナーを開催致します。人事労務担当者、相談窓口担当者の方はぜひご参加下さい。

日　時　：　平成 18 年 10 月 30 日（月）　13：30～16：30

会　場　：　大阪キャッスルホテル　７F　「菊の間」　（左下図参照）

大阪市中央区天満橋京町１－１　TEL　06-6942-2401

地下鉄・京阪「天満橋」駅直上　京阪シティモール西となり

講　師　：　講義　および　デモンストレーション指導

江上法律事務所　弁護士　江上千恵子氏

事例発表：　大阪書籍株式会社　セクシュアルハラスメント相談担当者

参加費　：　１名　7,000 円　（賛助会員　１名　5,600 円）

図書「わかりやすいセクシュアルハラスメント裁判例集」（定価 1,890 円）代金含む

定　員　：　人事労務担当者・相談窓口担当者　80 名

お申込み　：　裏面申込書にご記入の上、FAX 送信して下さい。

主催：（財）21世紀職業財団大阪事務所
担当　平岩　深海　景由
tel　6262-2151　fax 6262-2154
〒541-0054 大阪市中央区南本町 1-8-14
堺筋本町ビル3F

FAX 送信　０６（６２６２）２１５４

H18/第 2 回セクシュアルハラスメント相談担当者セミナー申込書

平成 18 年　　月　　日

21 世紀職業財団大阪事務所　平岩・深海・景由宛

お申し込みご担当者

貴事業所名	
所在地	〒
ご担当者役職名	
ご担当者氏名	
TEL　・　FAX	TEL　　FAX
E―MAIL	

ご　出　席　者

所属部署・ご役職名	（ふりがな） ご出席者名
①	ふりがな
②	ふりがな
③	ふりがな
④	ふりがな

デモンストレーションへの出演　（　お願いできる場合は□にレをつけてください　先着順　）

□演じても良い　→　□どの役でも OK

□相談担当者役 2 名　□行為者役 1 名　□被害者役 1 名

☆　**9 月下旬頃にお申込担当者様宛に受講票・請求書等を郵送させて戴きますので、受講料は、その後、当財団指定の銀行口座へ事前にご入金願います。**

★　お客様の個人情報はセミナー実施に必要な範囲で使用させていただくものとし、本来の目的以外には一切使用いたしませんのでご了承下さい。

大阪府総合労働事務所からのお知らせ

パート・派遣・契約社員など多様な働き方を考えるウィーク

Ｑ１　パートタイマーや派遣社員でも年次有給休暇はありますか?

Ａ　一定の要件を満たした労働者には年次有休休暇があります

年次有給休暇とは、所定の休日以外に、賃金を受けながら自分の希望する日に休みをとることができる制度です。労働基準法では、労働者が一定の要件を満たす場合にその労働者には年次有休休暇を与えなければならないと定めています。パートタイマーや派遣労働者であっても、6 ヶ月間継続勤務して全労働日の 8 割以上を出勤していれば年次有給休暇が発生します。

Ｑ２　パートタイマーや短期の派遣、契約社員でも雇用保険に加入できますか？

Ａ　適用要件を満たしていれば雇用保険の被保険者となります

雇用保険は失業した時に必要な給付が受けられるなど、労働者の生活安定と求職活動を容易にし、就職の促進、失業の予防、能力の開発・向上、労働者の福祉の増進等を図ることを目的とした制度です。雇用保険は、業種・規模等を問わずすべての事業が適用を受ける強制加入の保険です。適用要件を満たしていれば、パートタイマーや派遣社員でも被保険者となります。

（パートタイマーへの適用）

例えば、パートタイマーの場合は、次の２つの要件を満たせば、雇用保険の被保険者となります。

①1 週間の所定労働時間が 20 時間以上

②1 年以上引き続き雇用されることが見込まれる

「パート・派遣・契約社員など多様な労働スタイルを考えるウィーク」
～集中労働相談・雇用管理セミナー・基本法知識セミナー～

【相談会】　平成18年10月24日(火)～26日(木)　午後1時～午後8時
面談＆電話相談、秘密厳守・無料　◇相談専用電話：06－6872－3030
※弁護士相談あり、26日(木)午後5時～午後7時、面談のみ、要予約

【雇用管理セミナー】平成18年10月26日(木)午後2時～午後3時30分
定員20名(先着順)　事前申込要
対象：主に中小企業の事業主、人事労務担当者等

【基本法知識セミナー】平成18年10月25日(水)午後6時10分～午後7時40分
定員20名(先着順)　事前申込要
対象：主に中小企業の労働者、事業主等

【お問合せ・お申込先】大阪府総合労働事務所北大阪センター
豊中市新千里東町1－2－4　信用保証ビル6階
電話番号　06－6872－3030　FAX　06－6872－3033

平成１８年度全国労働衛生週間

本年度のスローガン

「疲れてませんか　心とからだ　みんなでつくろう　健康職場」

９月１日～３０日　準備期間　・　１０月１日～７日　本週間

事業場における労働者の健康の確保と快適な職場環境の形成を図りましょう。

そのためには、経営トップが自らの責務を認識し、産業医・衛生管理者等の労働衛生管理スタッフが中核となって、衛生委員会等の場を活用するなど労働者の意見を反映させながら対策を展開することが重要です。

また、労働者自身も健康管理の活動に参加し、積極的に健康づくりに取り組むことが重要です。

［平成１８年度全国労働衛生週間実施要綱（一部)］

事業場の実施事項

◎本週間中に実施する事項

下記の事項を実施することにより、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の促進を図る。

・労働衛生旗の掲揚及びポスター、スローガン等の掲示
・事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
・労働衛生に関する展示会、講習会、研究会、討論会、見学会等の開催
・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
・労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
・労働衛生に関する図画、作文、写真、標語等の掲示
・その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

全国労働衛生週間とは

国民の労働衛生に関する意識を高揚し、さらに、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の確保と快適な職場環境の形成を図ることを目的として、昭和２５年から実施されており、本年で第５７回を迎えます。

詳しくは厚生労働省ホームページの関連記事をご覧いただくか、
（http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/07/h0721-1.html）
淀川労働基準監督署にお尋ね下さい。
（大阪市淀川区西三国 4-1-12　電話 06-6350-3991）